

弊社の書籍をご利用いただき、有難うございます。
 訂正が出ないようご努力しておりますが以下の通り、訂正が生じております。
 お手数をおかけして申し訳ございませんが訂正の上、ご利用下さい。
 なお、弊社HP[「ネットスクール」検索→「読者の方へ」]にて訂正資料等の最新情報を閲覧・ダウンロードできますので、ご利用下さいようお願いいたします。

No.	頁		正
1	101	第10号(営業秘密に関する不正競争行為)、第11号(技術的制限手段回避装置提供行為※)に掲げる行為を組成する物品	第10号(営業秘密に関する不正競争行為)、 第17号、第18号 (技術的制限手段回避装置提供行為※)に掲げる行為を組成する物品 下線部変更
2	103	超重要 ①1~15項に定められている、武器、大量破壊兵器の関連部品、通常兵器の関連汎用品。	大量破壊兵器や通常兵器、および、その開発・製造などに用いることができる貨物や関連汎用品。
3	103	超重要 下から2行目 ~など指定27カ国(ホワイト国と呼ばれる)以外への輸出が対象	~など 輸出貿易管理令 別表第3で指定されている26カ国(グループAと呼ばれる)以外への輸出が対象
4	122	予約スリップ ⑨お客様の記名捺印欄 BGT Building	GBT Building
5	135	下段 超重要 5行目 Advice)や電信確認通知(Mail Confirmation)では代金	Advice)では代金 ※下線部を削除
6	142	ページ中段落 2行目 確定申込がされたものを	確定申込がされ、 保険料が支払われたものを
7	152	ページ中 箱イラスト中と右側説明文(2か所) CT/No.10 CT/No.10-ケース番号(Case No.)	C /No.10 C /No.10-ケース番号(Case No.)
8	189	コラム 5行目 白抜き Air Waybill issued by <u>〔運送人〕</u> consigned to the [輸入 コラム 5行目 白抜き 下 【邦訳】 2行目 とになっている、 <u>〔運送人〕</u> が発行し(輸入地銀行)を荷受	Air Waybill issued by carrier consigned to the [輸入 とになっている、運送人が発行し(輸入地銀行)を荷受 ※下線部〔 〕を削除
9	205	コラム 2行目 期限払い(30日後払いなど)の場合に	期限払い(30日払いなど)の場合に ※下線部を削除
10	223	3行目 大口貨物の荷降し方法を自家揚げ(直揚げ)といいます。 9行目 小口貨物の荷降し方法を総揚げといいます。	大口貨物の荷降し方法を自家揚げ(直揚げ、 Shipside Delivery)といいます。 小口貨物の荷降し方法を総揚げ(Shed Delivery)といいます。
11	234	関税の納付方法 2段落目 ・・・消費税(国税6.3%+地方税1.7%)が課されるので・・・	・・・消費税(国税 7.8% +地方税 2.2%)が課されるので・・・
12	238	ページ中 (3) 買取扱い一覧払D/P手形決済の場合	(3) L/C無買取扱い 一覧払D/P手形決済の場合 ※下線部追加
13	239	ページ中 (4) 一覧払L/C付決済の場合 (5) 期限払L/C付決済の場合	(4) L/C付一覧払 決済の場合 (5) L/C付期限払 決済の場合 ※順番入れ替え
14	240	要点 ・買取扱いD/P決済 ・一覧払L/C付決済 ・期限払L/C付決済 ページ下 (3) 一覧払L/C付決済の場合 輸出者側のセクションで、一覧払L/C付決済でも・・・	・ L/C無買取扱い D/P決済 ※下線部追加 ・ L/C付一覧払 決済 ・ L/C付期限払 決済 ※順番入れ替え (3) L/C付一覧払 決済の場合 輸出者側のセクションで、 L/C付一覧払 決済でも・・・ ※順番入れ替え
15	241	要点 ・送金決済、D/P、D/A決済、期限払L/C付決済:T.T.S.レート ・一覧払L/C付決済:Acceptance Rate	・送金決済、D/P、D/A決済、 L/C付期限払 決済:T.T.S.レート ・ L/C付一覧払 決済:Acceptance Rate ※順番入れ替え
16	277	2行目 損害が100%てん補されるわけではありません。 要点内、最下行 ・損害額の100%がてん補されるわけではない。	損害が 必ずしも 100%てん補されるわけではありません。 ・損害額が 必ずしも 100%てん補されるわけではない。

17	279 下から3行目 ・・・・・・・・荷為替手形の買取は	・・・・・・・・荷為替手形の買取は ※下線を削除
18	286 下から2行目 ・・・・・・・・れている場所を管轄する税関、またはその貨物を船積みしようとする海港や空港の所在地を管轄する税関のいずれかに行います。	・・・・・・・・れている場所や、その貨物を船積みしようとする海港や空港の所在地に係らず、 いずれの税関でも行うことができます。
19	294 下部空白	なお、輸入申告（引取申告）は、貨物の輸入地に係らず、いずれの税関でも行うことができます。（特例申告は、輸入を許可した税関に対して行う。） ※下部空白へ追加
20	305 最終行 ・・・強制認証制度（CCC_中国の製品安全規制）など	・・・強制認証制度（CCC_中国の製品安全規制）など
21	318 表最下段 自由貿易協定、経済連携協定の項 EPA： 締結済－シンガポール、メキシコ、マレーシア、フィリピン、チリ、タイ、ブルネイ、インドネシア、ASEAN包括、スイス、ベトナム、インド、ペルー、オーストラリア、モンゴル TPP11(環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定)、EU 交渉中－韓国、カナダ、コロンビア、日中韓、EU、RCEP（東アジア地域包括的経済連携）、トルコ (2019年6月現在)	EPA： 締結済－シンガポール、メキシコ、マレーシア、フィリピン、チリ、タイ、ブルネイ、インドネシア、ASEAN包括、スイス、ベトナム、インド、ペルー、オーストラリア、モンゴル、TPP11（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）、EU、米国（日米物品貿易協定、TAG） 交渉中－カナダ、コロンビア、日中韓、RCEP（東アジア地域包括的経済連携）、トルコ、韓国 (2020年1月現在)